

大友義鎮の剃髪と家臣団の動向

橋 本 操 六

はじめに

大友二十代義鑑は、天文十九年二月俗に二階崩れの変といわれる大友家最後の内紛によってこの世を去った。この義鑑の死に際して三原種栄は、その死を悼み法躰をとげたのである。三原種栄は筑後の士で、豊饒氏とともに筑後国代官であった人物であるが、剃髪の史料は次のとおりである。^①

对今度到明寺殿（義鑑）、為其届、被逐法躰候、誠令感心候、然者、号被明隙候、自然於油断者、不可有正躰候、雖老躰辛勞候、毎時肥筑堺目之儀、別而被添心、節々可有注進候、殊從爰元申遣候用所等之儀、不相替豊饒美濃守同前馳走肝要候、方角之儀、可承子細候者、以息民部少輔、不闕入魂、可為祝着候、猶年寄共、可申候、恐々謹言、

三月十八日

義 鎮

三原和泉入道殿

『大友家文書録』はこの史料に対し、「十八日、筑後士三原和泉守種栄、傷義鑑横死、致仕薙髪、改名昌林、男兵部少輔鑑種嗣、義鎮授書於昌林」という綱文をたてている。

さて史料の内容であるが、種栄が法躰をとげるに至った理由は、「其届」のためであったと読みとられる。「届」の意は、「極ム、及ブ、至ル、行キ難シ」「行くに不便なること、一説極め至ること」とあることから、義鑑の横死によって、自分の将来もここに極まったということであろうか。いずれにしても、剃髪行為は義鎮を感心せしむるに十分であったことは確実に

ある。しかし、義鎮にとってはこれからの分国経営という出発点でもあるので、剃髪して仏門に入ったからといって油断してもらっては支障を生ずるため、肥筑堺に十分注意し、節々の注進を喚起したのである。

義鑑横死にかかわる家臣の剃髪史料は、この一点しか確認されないし、古代以来の風習で、中世以降戦場でしばしばみられる追腹を示唆する史料も管見では知らない。したがって、三原種栄の剃髪は特異な例であるといわねばならない。いいかえれば、主君義鑑の横死に当たって、その死を悼み追腹あるいは剃髪した家臣はなかったと考えられる。

ところが、義鎮の剃髪に際しては、以下で述べるような追腹にも似た家臣の剃髪が、江戸期の野史では表面に押し出されている。果たして信用に値するものであろうか検討してみたい。

注

① 『増補訂正編年大友史料』一九卷三六号

一 大友義鎮の剃髪

大友義鎮が剃髪し宗麟と号すようになった時期は、各種系図や江戸期の野史にもみえるが、大きく永禄五年説、同六年説、同九年説にわけられ一定しない。

まず、永禄五年説についてみると、常楽寺本大友松野系図は、「永禄五年五月朔日剃髮号宗麟」とあり、「大友興廢記」^②卷

第十は「永禄五年壬戌の五月一日に大守御剃髮なされ、瑞峰宗麟と申奉る。さあるに依て法鉢人数多あり、田原近江守親賢、法名紹忍と号す。志賀伊予守を道輝と号す。其外朽網・一万田・戸次、彼是法鉢せらる。」と義鎮の剃髪と、それに追従した

家臣名をあげている。次に永禄六年説をとる『歴代鎮西要略』^③は、「十二月（永禄六年）、大友左衛門督義鎮時従三位禅府城世子義統、而移於丹生島別業、先是請大徳寺悦長老大龍而祝髮、道号称瑞峰、法名曰宗麟（後略）」と述べ、永禄九年説をとる

「両豊記」^④は、「丹生島築城附義鎮剃髮之事」項で、「（首略）永禄七年繩張して、城郭の経営ありけるが、今年、永禄九年

の春、城郭結構成就せり。(中略) 府内の城をば嫡子義統に譲り、二十二代の家督せられければ共、若年なれば逆、国家の政務は義鎮の指図なりしとかや。頓て義鎮剃髮して休庵宗麟と号せらる。一族家老の面々、相續て三十四人ぞ入道したりける。」と述べている。

このほか、剃髮時期を明示しないものに、「豊筑乱記」、「大友記」、「九州治乱記」などがある。

これら諸説について、学界ではどのような見解をとっているかについて、渡辺澄夫氏の説を引用してみると、

東大史料編纂所の出した『史料綜覧』は、移遷と入道を永禄五年(一五六二)五月一日とし、その典拠として「大友志賀系図」や五条文書及び江戸時代の野史類をあげている。しかし「志賀系図」は、剃髮を永禄五年五月朔日とし、移遷は翌年で六月月日とし、月日を記していない。江戸時代に編纂された「大友興廢記」や「大友文書録」も永禄六年移遷。「豊後国志」は六年移居説。「両豊記」は永禄七年築城着手、同九年完成移居、間もなく剃髮したと。最も正確な史料である古文書(五条文書)も、決定的でないことは後述の通りである。(中略) 法政大学教授芥川龍男氏は、「志賀系図」や江戸時代史書によって、永禄五年入道、六年移居説をとっている(『豊後大友氏』)。

これに対して長崎大学助教授(現教授・文学博士)外山幹夫氏は、永禄四年(一五六二)移居、同五年六月末から七月初旬ごろの入道説を主張した。(中略) 宗麟の移居と入道は別個のもので、入道の時期は、義鎮の名の見える最後(永禄五年六月十三日(「横岳文書」)、宗麟の号の初見(永禄六年五月十六日(「豊田家文書」))、この両者の間であることは確実。そこでこの間を検討すると(永禄五年)七月七日の「五条文書」に、宗麟法躰(入道)のことが述べられている。従って宗麟の入道は、永禄五年六月十三日から七月七日までの間。もっとつきつめていうと、六月末から七月初めまでの間に限定されると(「大友宗麟」)。移遷、入道ともに、外山説はこれまでにない新説である。

と各説を紹介したあと、渡辺氏は、外山説について、五条文書七月七日付け戸次鑑連書状は無年号文書であること、田北学氏がこの文書を「永禄五年」のものとして推定していることについては、その可能性を認めるものの、「熊本県史料」は「永禄六年

と推定していることから、外山説の永禄五年六月末から七月初めまでの間と断定するには、まだ決定的条件に欠けるとし、移遷・入道の時期の問題は、今後の研究課題としている。

以上のように、義鎮の剃髪の時期は永禄五年説が定着しているが、詳細な月日までは確定しないのが現状である。例えば、外山氏が引用する五条文書七月七日付け史料は、渡辺氏も決定的条件に欠けると指摘するように、本文書は次項で述べるように、少なくとも天正年間発給の可能性が強いところから、この史料をもって剃髪時期を確定しようとするのは疑問がある。なぜならば、推定年号でない元亀元年十月十二日付け大烏居文書は、道雪名発給ではなく、鑑連名発給文書であることがその理由としてあげられる。

注

- ① 『増補訂正編年大友史料』三三卷
- ② 『大分県郷土史料集成』戦記篇(一)
- ③ 近藤瓶城 明治一六年 近藤出版部
- ④ 『大分県郷土史料集成』戦記篇(二)
- ⑤ 『大分の歴史』(3) 昭和五二年八月二〇日 大分合同新聞社
- ⑥ 外山幹夫『大名領国形成過程の研究』昭和五八年一月二〇日雄山閣出版、七二四頁注(34)で、永禄五年正月二十八日大友氏加判衆連署状では「鑑連」とあるが、本文に提示した同年七月七日同人書状では法名「道雪」を以て記されており、この際の入道を思わせる、と注記している。
- ⑦ 『増補訂正編年大友史料』二三卷一〇八号

二 五条文書道雪名の検討

前にも述べたように、義鎮の剃髪に追従したとするのは、「大友興廢記」「両豊記」のほか、「大友記」は「御一門おもひ

おもひほつたいたとなり」、「豊筑乱記」は田原親堅（賢）が入道し紹忍と号したと述べ、「九州治乱記」は、「家老一族の内三十人、同く入道せられけり。夫のみならず、幕下の国士ども数多剃髪したりけり」も同様である。

果たして、野史に述べるように、家臣が追従して入道したのであろうか。外山氏が義鎮剃髪の下限史料とした五条文書を示してみよう。

就御屋形様御法躰之儀、被成御剃髪候、上儀以御崇敬如此之儀、御感之次第不斜候、御還俗専一雖被思召候、御老躰之条、永々有御落髮度之通、被聞召及、御打掛被差遣候、御面目之至不及申、最以御書、可被仰遣候処、当時御済之儀候間、先以
自私相心得可申旨候、為御存知候、恐々謹言、

七月七日

道雪（花押）

五条殿 御宿所

内容は、義鎮の剃髪に追従して五条鑑量が入道した行為は、義鎮を崇敬するあらわれであり、義鎮も感じ入っている。義鎮は鑑量が有髪の士として還俗してほしいと考えていたが、老躰であるので永久に入道のままでいたいということを聞き及び、その心根を賞して打掛を下賜された云々ということであろう。

これからすれば、義鎮の剃髪に追従した家臣の存在は証明されるが、「御還俗専一雖被思召候」とあることからみれば、家臣の剃髪は形式的・一時的なもので、特に五条鑑量が老躰であることを理由に永久に入道のままでいたいということに対して打掛を与えたことは、大半の剃髪組が還俗したことの裏付けになるとも考えられないこともない。

この史料が永禄五年のものであるならば、義鎮名最終文書五年六月十三日（義鎮名最終確認日）から七月七日までの約二十日間の間に、大半の剃髪組が還俗したことになり、この史料をもって、義鎮剃髪時期比定史料とすることは妥当性に欠けるといわざるを得ない。

次に、史料中にみえる「最以御書、可被仰遣候処、当時御済之儀候間、先以自私相心得可申旨候」についてみると、この七

月七日付け史料は、宗麟自身が御、濟之儀の最中であつたため道雪に通知させたことが判明する。この御濟の儀が何を指すのかは不明であるが、濟の意味が「盛ナル貌、威儀多シ、ワタル、スム、スクウ、ウレウ、滅ブ、発祀ノ容整ウ、定マル」等多岐にわたることから、かかる情況が宗麟の身の回りに起つた時期を確定しなければ、この史料を永禄五年のものとするわけにはいかない。

次に、発給者道雪名についてみると、大野郡上津八幡宮金弊に「永禄九年二月吉日、願主戸次入道道雪再拜」と刻銘するの③が初見で、二番目もやはり同社の「永禄十二年二月三日、願主戸次道雪敬白」銘の銅鑿口である。そして、有年号文書として最初に確認できるのは天正二年五月二十二日付け鶴田越前守あて鶴田文書である。⑤法名道雪を名乗る以前は戸次伯耆守鑑連を名乗ることは周知のとおりであるが、義鎮剃髪の上限とされる永禄五年六月十三日以後の史料をみると、永禄五年かと推定されている七月二十四日付け由布文書は鑑連名で発給されているのをはじめ、同年八月九日には吉岡宗歛・臼杵鑑速・吉弘鑑理らと共に奉書を佐田・安心院等宇佐郡衆あてに発給している。⑦さらに年代が確定できる元龜元年十月十二日には鑑連名発給文書がみえ、同三年閏正月十九日付け吉岡宗歛書状中にも鑑連名がみえるように、道雪名は天正二年までの文書中には確認できない。⑧

道雪名七月七日付け五条文書が家臣剃髪の行為を決定する史料とならないとすれば、野史にいう家臣の剃髪は果して事実として理解してよいものであろうか。天文末年から永禄五年までの加判衆として確認できる志賀親守・吉岡長増・臼杵鑑統・雄城治景・吉岡鑑理・臼杵鑑速・田原鑑述・吉弘鑑直・一万田鑑述・木村鎮秀・朽網鑑康・清田鑑述・志賀親度・田原親宏・戸次鑑連らの剃髪の時期からそれを追ってみよう。

加判衆のうち、文書中に法名で確認できる最初の人物は、永禄五年八月九日付け加判衆連署奉書中の吉岡長増入道宗歛であるが、長増名発給文書は同年七月二十六日⑩のものが下限である。この場合は越前守という受領名で発給されているが、法帖前ものものとみて差支えなからう。これから長増は五年七月二十六日から八月九日までの間に剃髪した可能性が強い。

次に確認できるのが、永禄五年五月一日剃髪と志賀氏系図⑪にみえる志賀親守入道道珠で、入道名の初見は永禄五年九月のも

のと比定されている正観寺文書中に「志賀あへ入道」とある。道珠名の初見は、永禄五年と比定される十月二十日付け宗麟書状中である。親守名最終確認史料は同五年正月二十八日付け加判衆連署書状案である。

加判衆以外で、永禄五年時点で入道名が確認できるのは、大友庶子家田北紹鉄だけである。この事実から、宗麟に従って剃髪したとする野史は信用するに値しないことになる。このほか、永禄期のものと比定している史料中に登場する法名は次表のとおりであるが、元亀元年の史料に登場する戸次太郎鎮秀入道宗傑・高橋鎮種入道紹運らも一応永禄年中の剃髪と考えられる。なお、上津八幡宮金石文は追刻である可能性が大である。

人物	諱終見	法名初見	出典
白杵美濃入道(鑑増)	天文二十四・八・十八	永禄七・四・七	二〇一・二一
嶋井宗叱		永禄八・二・二	二一三・七六
木付鎮秀宗虎	永禄四・九・二十九	永禄八・七・十	二一一・四五
野上越中入道	永禄元(カ)三・十六	永禄九・二・二十一	二〇一・三四
右田麟清	永禄八・九・二十一	永禄九・三・二十五	二一一・四三四
都甲宗甫		永禄九・七・十	二一一・三二
問注所善聴		永禄十一・十・五	二一一・三八
田北鑑栄宗印	永禄四(カ)・三・十七	永禄十二・二・二十三	二一一・九〇
鶴原掃部入道		永禄十二・三・二十二	二一一・三〇六
森宗智		永禄十二・三・二十七	二一一・三三四
浦上宗鉄		永禄十二・四・十七	二一一・三三一
吉弘宗鳳(宗倪)	永禄八・九・十九	永禄十二・閏五・二十三	二一一・三四七
			二二一・四三二
			二二一・三九二

下郡備後入道			
木上宗心(宗閑)	永祿十二・閏五・二十六	二二一三三三二	二二一三九四
戸次鎮秀宗傑	永祿十二・七・十六	二二一四二〇〇	二二一四二〇
高橋鎮種紹雲	元龜元・二・二十九	三二一七	三二一七
森鑑光宗賀	元龜元・十一・二十四	二二一三三三二	二二一三三三
池辺宗元	元龜元・十一・二十四	二二一三三三二	二二一三三三
鶴原淡路入道宗叱	元龜元・十一・二十八	二二一三三三二	二二一三三三
糸永越中守麟虎	元龜三・七・十九	二二一三三三二	二二一三三三
立石宗徳	元龜三・十・十一	二二一三三三二	二二一三三三
小田部宗雲	元龜三・十・十一	二二一三三三二	二二一三三三
臼杵鎮廣紹冊	元龜四・八・十九	二二一三三三二	二二一三三三
鳥羽紹佐	元龜□・十二・二十一	二二一三三三二	二二一三三三

注

- ① 『増補訂正編年大友史料』二二卷二〇三号
- ② 「横岳古文書」中にあると外山氏は注記するが、『増補訂正編年大友史料』には収録されていない。
- ③ 『増補訂正編年大友史料』二二卷九号
- ④ 『右同』二二卷二九七号
- ⑤ 『右同』二二卷二六二号
- ⑥ 『右同』二二卷二〇六号

- ⑦ 「右同」二二卷二〇九号
- ⑧ 「右同」二三卷一〇八号
- ⑨ 「右同」二三卷一五四号
- ⑩ 「右同」二二卷二〇九号
- ⑪ 「右同」二二卷二〇八号
- ⑫ 「右同」三三卷志賀氏系図
- ⑬ 「右同」二二卷二三一号
- ⑭ 「右同」二二卷二四六号
- ⑮ 「右同」二二卷一八四号
- ⑯ 「右同」二二卷二二八号
- ⑰ 「右同」二三卷一七号
- ⑱ 「右同」二三卷一一三号

三 田原親賢の剃髪と加判衆

義鎮の剃髪に追従して剃髪した人物として前述の野史は、田原親賢入道紹忍・志賀親守入道道輝のほか、朽網・一万田・戸次の各氏をあげているが、前項でもみたように永禄五年時点では志賀道輝（初道珠）一名しか確認できなかった。

天正七年までの間に法名がみえるものうち、加判衆や大友庶子家等重要な家臣について、法名の初見と讞の終見をあげると次表のようになる。出典は増補訂正編年大友史料。

人	物	諱	終見	法名初見	出典
田原親	宏宗龜	元龜三・三・二十三	天正三・八・一六	二三一六三	二三一三四三
志賀鑑	隆道雲	天正三・四・九	天正三・十二・二十八	二三一三二	二三一三七一
佐伯惟	教宗天	天正三・十一・九	天正四・二・二十六	二三一三六四	二三一三九三
田原親	賢紹忍	天正四・六・二十八	天正四・八・十六	二三一四一六	二三一四二〇
朽網鑑	康宗歴	天正四・二・二十六	天正五・五・十九	二三一三九五	二三一四六〇
一万田鑑	実宗慶	永祿五・八・二十六	天正五・六・一	二二二一八	二三一四六二
奈多鎮	基宗達	天正三・十二・十一	天正五・六・一	二三一三六五	二三一四六二
志賀親	度道易	天正五・十一・二十三	天正六・十一・二十六	二三一五〇六	二四一二八

田原親賢の法名初見まで実に一五年間の差がある。朽網氏は永祿四年九月時点で加判衆に名をみせる鑑康であることは間違いないが、戸次氏は前項でみた鑑連のことであろう。一万田氏は、朽網鑑康らと共に加判衆に名をみせる鑑実であることも間違いないが、諱の終見が永祿五年となっているのは史料が制約されているためと考えて差支なからう。

史料にみえる法名の初見から、江戸期の野史とは剃髪の時期に大きな差があることは確実である。

更に、永祿五年以後頻出する加判衆の中で、吉弘鑑理・臼杵鑑速の二名については、史料上では法名を確認し得ないことも家臣団の剃髪時期と共に重要な研究課題である。つまり野史がいうように、宗麟の剃髪に追従して家臣が剃髪した事実は極めて稀な事例とみるべきではなからうか。もし、多くの重臣が追従して剃髪したとすれば、五条文書にあるように、一時的・形式的剃髪後、直ちに還俗したということになり、今後の大きな研究課題としなければならぬ。

なお、天正年間と比定されている史料中にみえる人物のうち、前に示した表中の人物を除く人物は、次表のとおりである。

人物	諱終見	法名初見	出典
原田隱岐入道可真		天正二・五・二十二	二三―二三六
山下主膳入道玄周		天正二・十二・二十一	二三―二八八
河原紹悦		天正三・三・二十六	二三―三一九
原田隆種了栄		天正三・三・二十六	二三―三一九
志岐麟泉		天正三・九・十四	二三―三五〇
葛西宗釜		天正三・九・十六	二三―三五二
三原宗琢		天正四・正・十八	二三―三八三
白杵宗西		天正四・十一・十五	二三―四二四
帶刀宗雲		天正五・六・一	二三―四六三
岐部宗和		天正五・六・一	二三―四六三
都甲麟木		天正五・十一・二十八	二三―五〇七
後藤宗久		天正五・十二・十五	二三―五一一
吉岡中務入道		天正六・三・十八	二四―二三
柴田左京入道		天正六・三・十八	二四―二三
疋田舍人入道		天正六・五・二十三	二四―七六
小原宗円		天正六・九・二十九	二四―一〇八
紹和(麻生力)		天正六・九・三〇	二四―一一一
朽網鎮則宗策		天正六・十一・二十六	二四―二二八

酒見麟松	天正六・十二・九	二四一三六
惠良柴閑	天正七・五・十四	二四一三六
惠良左馬入道	天正七・五・十四	二四一三六
田尻宗達	天正七・六・二十一	二四一五二
羽野麟慶	天正七・九・六	二四一八〇
小田部紹叱	天正七・九・二十三	二四一九二
小田部宗逸	天正七・九・二十三	二四一九二
甲斐宗雲	天正七・九・二十九	二四一三〇〇
甲斐紹貞	天正七・九・二十九	二四一三〇〇
帶刀紹慶	天正七・十二・七	二四一三三六

四 宗麟家臣団の法名

宗麟という法名は、『歴代鎮西要略』によると、大徳寺悦長老大龍国師に祝髪を請い、道号を瑞峯と称し、法名を宗麟というようになったという。法名とは、「受戒によって得たる名」と定義づけられるように、本来仏門に入った者が戒を受けた後の名とすることになるので、当然義鎮が剃髪するに当たっては大龍国師の手によって受戒の儀式が執行され、同師によって法名が与えられたと考えられる。

①通常、仏門に入り、法名を受けるには当然僧侶による手続きが考えられるが、その法名については、「法名之事、麟虎進之候」と宗麟が糸永越中守に与えている例から、必ずしも僧侶から与えられるだけではないといえる。

この糸永麟虎の例は、大友惣領家義鑑や義鎮が、その一字鑑・鎮を家臣に与える行為、つまり偏諱を与える場合と同じこと

となるが、一字書出や名字状は多数残っているにもかかわらず、法名認可の文書が二点しか残存していない現状から、糸永麟虎・辻間麟種の場合は特異な例かもしれない。

しかし、家臣団の法名をみると、宗の一字を冠するのが非常に多いこと、あるいは麟の一字を冠する例もかなり見受けられる点からみれば、宗麟の意志が大きく作用しているか、あるいは剃髪執行に当たった僧侶の配慮があったことも考えねばならないと思われる。

宗の一字を法名に冠する主要人物として、吉岡宗敏、木村宗虎、浦上宗鉄、戸次宗傑、田原宗龜、佐伯宗天、朽網宗歴、一万田宗慶らを簡単に抽出できる。次に紹の一字を冠する主要人物としては田北紹鉄、田原紹忍、高橋紹運、柴田紹安を、道の一字を冠する者として志賀道輝（珠）、志賀道雲、志賀道易、戸次道雪、斎藤道璫をあげることができる。また麟の一字を冠するのは糸永麟虎・辻間麟種のほか、佐田麟珠、安心院麟生、志岐麟泉、都甲麟木、羽野麟慶、有永麟貞、飯田麟清、詫磨麟泉、津崎麟春、久保麟種らがあげられる。

さて、主要家臣の法名は、宗・紹・道の各一字を法名に冠するグループに大別できる。この中で、志賀氏は道の一字を通字とする特徴を持つが、田北氏の場合は紹鉄と宗印、田原氏の場合は宗龜と紹忍、以下都甲宗甫と麟木、小田部宗雲・宗逸と紹叱、朽網宗歴・宗策と紹策、甲斐宗雲と紹員と、同姓の中で宗を冠する者と紹を冠する者とに区別することができる。

この宗と紹の関係を、家系によってみると、田原宗龜は田原惣領家（一五代）^②であり、田原紹忍は田原氏庶流であること、吉弘氏一三代鎮信は宗鳳（宗印）を、弟鎮種は高稿家を継ぎ紹運を、法名としている。田北紹鉄の場合も、一五代惣領とする系図と、鑑生の弟とする系図、親員の三男（長男鑑致・次男鑑生）とする系図等があり、鑑生の法名は宗福とみえる。入田宗和（義美）は入田一一代惣領。

この例からすると、本流は宗を、庶流は紹を法名に冠するということになるが、全てに当てはまるといふ確証は史料の制約からいえないところである。

因みに、宗の意は「本要、本源、ムネト、尊ブ、高シ、第一、首位者、ヲサ、ツカサ」等とあり、文字の成り立ちは会意文字でウと示の合字で「祖先の廟を祭り尊ぶこと、ウは廟、示は祭祀を意味す。転じて同姓、一門、主要、本源、最も尊き者、尊ぶ」とあり、紹については「継ぐこと、ツグ、タスク」等の意味をもつ形聲文字とある。

麟の一字を冠するグループについては、糸永・佐田・安心院・飯田各氏は宇佐郡衆であり、辻間・都甲・有永・詫磨・津崎各氏は田原氏の被官と考えられる。これらから、大友家にとっては倍臣的、外様の要素が感じられる。

以上のほかでは、吉弘休円、古庄長方、柴田礼能、芦刈可真の法名もみえる。

注

① 『増補訂正編年大友史料』二一巻三七四号

② 『右同』三二・三三巻所収系図

おわりに

無年号文書の年代比定を行う場合、事件の内容や人名や花押、法名等による場合が多い。今回の作業は『増補訂正編年大友史料』によったが、かなり諱と法名の混乱がみられた。このような大事業には多少の混乱はやむを得ないが、これを利用するに当たっては、前後をよく検討すべきであることを痛感させられた。

また、法名や人名の抽出については、かなりの見落しもあると考えられるので、今後補正したいし、先学の御叱声を望む次第である。